

平成17年12月
警察庁生活安全局

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令改正試案」に対する意見の募集結果について

警察庁は、平成17年11月11日（金）から平成17年11月25日（金）までの間、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令改正試案」に対する意見の募集を行いました。

寄せられた御意見及びこれらに対する警察庁の考え方は、別添（「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令改正試案」に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について）のとおりです。

御協力ありがとうございました。

（参考）

寄せられた御意見の総数 12件

電子メール 7件

F A X 1件

郵送 4件

同一の方からメール5通、F A X 3通、郵送3通をいただきましたが、一連の内容でしたので、メール1件として数えています。

平成17年12月
警察庁生活安全局

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令改正試案」に対して
寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

皆様から12件の御意見を頂きましたが、これらは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」といいます。）に対する御意見や風俗行政に関する一般的な御感想等であり、いずれも今回の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令改正試案」の内容に直接関係する御意見ではありませんでしたので、改正試案に沿って、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）の改正を行うこととします。

ただし、試案の1(2)で「受付所営業の深夜営業の制限に関する条例の基準をいわゆる店舗型ファッションヘルス営業の深夜営業の制限に関する条例の基準と同一のものとする。」としていた部分につきましては、政府内の検討において、法律で既に規定されており、政令で重ねて規定する必要はないとの理由から削除することとなりました。

一部の御意見は、現行の法や本年11月7日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号。以下「一部改正法」といいます。）に関する内容でしたので、一部改正法による法の改正の内容等について簡単に御説明いたします。

なお、「新法」とは、一部改正法による改正後の法をいいます。

1 広告宣伝の規制について、

広告出稿時に、性風俗関連特殊営業の届出が必要であると法律で規制してはどうか。また、広告の依頼主、広告代理店、雑誌社の全てに罰則をかけてはどうか。

との御意見がありました。

一部のスポーツ新聞、週刊誌等に、無届業者による性風俗関連特殊営業の広告宣伝がはん濫している現状を改善するため、新法では、店舗型性風俗特殊営業（いわゆるファッションヘルス等）又は無店舗型性風俗特殊営業（いわゆるデリバリーヘルス等）の届出書を提出していない者は、これらの営業を営む目的をもって、広告

又は宣伝してはならないこととし、これに違反した者を100万円以下の罰金に処する規定を新設しました。広告代理店等も無届業者の広告であることを知りながらこれを掲載すれば共犯となります。

また、新法では、性風俗関連特殊営業の届出をした営業者に対して届出があった旨を確認する書面（届出確認書）を交付することとしています。併せて、性風俗関連特殊営業を営む者は、その営業に関する広告の掲載等を依頼する際に、広告の依頼を受ける広告代理店や雑誌社などから届出確認書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならないこととしました。

警察庁では、これらの規制により、無届業者の広告宣伝を排除する効果が相当あると考えています。

2 性風俗関連特殊営業の営業禁止区域及び営業禁止地域について、

性風俗関連特殊営業の営業禁止区域は、200メートルの距離制限ではなく、通学路等にも考慮した規制としてほしい。禁止区域外でも、接客従業者や客等の不審者が徘徊し、問題である。

近隣住民にとっては、営業内容よりも、接客従業者や客が集まってくることが問題である。吉原のような地域住民が容認する地域に限定すべき。

マンションや遊園地の建設には住民への配慮があるのに、性風俗に関しては住民が無視されている。

との御意見がありました。

法第28条第1項は、学校、図書館、児童福祉施設等の周囲200メートルを店舗型性風俗特殊営業等の禁止区域としています。さらに法第28条第2項は、善良の風俗若しくは清浄な環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、都道府県の条例により、地域を定めて店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止できると規定しています。

警察庁では、地域の実情に応じ、都道府県の条例を適切に定めることで、御指摘のような状況を改善できると考えています。

3 無届業者に対する規制について、

届出業者は、まじめに運営している。無届業者を締め付けてほしい。

との御意見がありました。

今回、無届業者を排除するため、

性風俗関連特殊営業を営む者に対し、届出確認書の備付義務及び関係者への提示義務を新設

店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業の届出書を提出していない者が、これらの営業を営む目的をもって広告又は宣伝をすることを全面的に禁止

無届営業に対する罰則を強化(現行法の法定刑は30万円以下の罰金ですが、新法では、法定刑を6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はその併科に引き上げています。)

の3点について法を改正しました。

4 無店舗型性風俗特殊営業の規制について、

店舗型の規制ばかり厳しくすると、無店舗型が増えて実態が見えにくくなる。

との御意見がありました。

今回の法改正は、主に無店舗型に対する規制の強化を内容としています。

例えば、3のように、無届業者を排除する規定を設けることによって、届出義務を履行させ、実態の把握に努めます。

また、新法では、デリバリーヘルスの事務所、受付所又は待機所に警察職員が立ち入ることができるようにしました。

5 受付所営業の規制について、

受付所が錦糸町、小岩、船橋に多く見られるが、許可は出ているのか。

受付所営業を認めるべきでない。

との御意見がありました。

現行法上、いわゆるデリバリーヘルスの受付所を設けることは禁止されておらず、デリバリーヘルスの届出書を提出すれば受付所を設けることができます。しかしながら、客の出入りのある受付所については、店舗型性風俗特殊営業と同様、善良の風俗や清浄な風俗環境を害することから、新法では、店舗型性風俗特殊営業の営業所と同様に、営業禁止区域等の規制、条例による深夜営業の制限、18歳未満の者の立入り禁止の表示、客引きの禁止等の規制の対象としました。

6 受付所の営業時間に関して、

受付所の営業時間を午前0時までと規制した場合、受付所では、午前0時直前まで客をとることができ、その後は普通の派遣型風俗に切り替えればよいと考えている人がいたが、これは認められないのではないかと勘違いをさせないように明確にすべき。

との御意見がありました。

新法の規定により、受付所営業については、店舗型性風俗特殊営業と同様、都道府県の条例の定めるところにより、午前0時以降の営業を制限することができるようになります。これは、受付所に客が出入りすることが善良の風俗や清浄な風俗環境を害することを理由とするものです。客が出入りせず、電話等で依頼を受ける無店舗型性風俗特殊営業については、これまでと同様、営業時間の制限はありません。

7 性風俗関連特殊営業の営業停止事由について、

営業停止事由に、公然わいせつ、公衆衛生上有害な業務としての規制を加えてほしい。

との御意見がありました。

公然わいせつ罪（刑法第174条）、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的のための労働者の募集の罪（職業安定法第63条第2号）、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的による労働者派遣の罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第58条）等は、既に、法第30条第1項、第31条の5第1項等の規定により営業停止事由とされています。

8 無料風俗案内所に対する規制について、

デリバリーヘルスを扱っている無料風俗案内所は、受付所営業とみなすべきである。

との御意見がありました。

新法の規定では、単にデリバリーヘルスの広告を行っているだけでは受付所には当たりません。しかしながら、無料風俗案内所の設置者が、広告制限区域又は広告制限地域でデリバリーヘルスの広告又は宣伝のためのパネルを掲示したり、ビラやチラシを頒布すれば、新法第31条の3第1項において準用する新法第28条第5項に規定する広告宣伝の方法違反の共犯として、100万円以下の罰金に処せられることとなります。

これらのほかに、一部改正法の内容に関する御意見や風俗行政に関する一般的な御意見、御感想等として、

青少年への悪影響を防ぐため、受付所の扉等は閉めて営業するように指示すべきである。

性風俗店をむやみに規制すると性犯罪が増加するので、悪質な客引きをする業者や高額料金の業者には厳しく、優良な店には規制緩和をすべきである。

フリーダイヤル、無料サイトといいながら、卑わいな音声を聞かせて高額登録料、情報料を徴収する詐欺的サイトがある。

無料メル友サイトが、メールアドレスを収集し、迷惑メールの元凶となっている。

保健所に届け出ただけのビジネスホテル、旅館がラブホテルと同じことをしていて、一般人には区別がつかない。これらを取り締まるべきである。ホテルとデリヘルが契約しているのは、皆知っている。

騙し、痴漢、レイプ、盗撮等を主題とする犯罪性の高いビデオが急増しており、年少者が被害に遭っている。風俗店だけでなく、アダルトビデオを規制すべき。

ポン引き、ぼったくりを取り締まってほしい。

専門の通訳は人材不足なのではないか。検挙するに当たって障害が発生することも考えられる。

人身取引（トラフィッキング）の被害者、労働者の保護という観点も必要である。

等がありました。

頂いた御意見等については、今後の執務の参考とさせていただきます。